

緊急事態宣言延長に伴う本校の部活動の取扱いについて

1 基本的な考え方

これまで、緊急事態宣言中の部活動を中止としてきたが、新年度から円滑に部活動を実施するため、全校生徒へ適切な指導を行うことができる今の時期を捉え、衛生管理や感染対策の徹底等の条件を付して「試行的」に活動を再開する。

なお、活動中の生徒の事故や感染防止については、特に対策を徹底して取り組むものとする。

2 具体的な進め方

(1) 時期 3月8日(月)以降の緊急事態宣言中

(2) 活動日数及び時間

	平日	週休日	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
3月8日(月)～ 緊急事態宣言中	週3日以内 90分以内	原則行わない	原則行わない	原則行わない

※解除後の活動については、延長期間中の感染状況等を踏まえて実施する。

3 主な活動条件など

- ・活動中も含めて生徒の健康観察を徹底し、体調の優れない生徒については、活動を見合わせる。
- ・感染の不安を感じている生徒に参加を強要しない。
- ・活動内容について、保護者や生徒に情報共有を行う。
- ・体育館等、屋内を使用する場合は、扉や窓を全開にして換気を徹底する。
- ・部室の使用は原則禁止とし、更衣及び用具の出し入れのみとする。
- ・タオルの共用はしない。
- ・用具の消毒等を徹底する。
- ・決められた活動時間を守り活動終了後は寄り道せずに、速やかに帰宅することを徹底する。
- ・他校との練習試合や合同練習等を行わない。
- ・合宿は校内外ともに実施しない。
- ・大きな発声や身体接触を伴う等、感染リスクの高い活動は行わない。
- ・埼玉県教育委員会が定める対外運動競技大会等に出場する部の活動については取扱いが異なる場合がある。その場合は顧問が連絡する。